

公印省略

2 医 指 第 9 6 0 号
令 和 2 年 7 月 7 日

各保健所設置市医務主管課長 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長
(医療指導係)

休眠法人等に対する指導又は設立認可の取消しについて

標記について、当課から、下記の団体及び各保健所設置市に対して、別添のとおり周知しましたのでお知らせします。

つきましては、休眠法人等の対応について、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

公益社団法人福岡県医師会
一般社団法人福岡県歯科医師会
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部



【担当】

医療指導課医療指導係

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277

2 医指第 960 号

令和 2 年 7 月 7 日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
一般社団法人福岡県医療法人協会
福岡県行政書士会長

殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課)

休眠法人等に対する指導又は設立認可の取消しについて

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、他県において、特定非営利法人が毎年度行政庁に提出すべき書類を提出せず、休眠状態となっていたにもかかわらず、その法人を放置したことにより、当該法人の口座が詐欺に悪用された事件が発生しています。

医療法において、医療法人が成立した後、又は全ての病院事業等を休止若しくは廃止した後、一年以内に正当な理由がなく開院又は再開しないときは、都道府県知事は設立の許可を取り消すことができるとしており、また、医療法人の業務若しくは会計が法令等に違反し、又はその運営が著しく適性を欠くと認めるときは、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができるとしております。

本県におきましては、このような悪質な詐欺事件を未然に防ぐため、医療法の規定に違反する休眠医療法人に対しまして、設立認可の取り消しなど、これまでに増して措置を講じることとしましたのでお知らせします。

つきましては、休眠法人等の対応について、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。